



令和 7 年 3 月 28 日 (金)

【照会先】

関東信越厚生局総務課

総務課長 山崎 剛

総務課長補佐 伊藤 秀司

(代表電話) 048(740)0711

報道関係者 各位

国家公務員倫理法違反に関する職員の懲戒処分について

関東信越厚生局（局長 ^{たけだ やすひさ} 武田 康久）は、国家公務員倫理法（以下「法」という。）に違反する疑いがある職員に関して、職員・関係者への聞きとり、書類の確認等の調査を実施しました。その結果、利害関係者から供応接待等を受けていたことが発覚しました。

この調査結果について、国家公務員倫理審査会に報告を行うとともに、懲戒処分に係る承認を得て、次のとおり、職員に対する処分を実施しましたので、概要をお知らせします。

1. 事案の概要

被処分者は、千葉事務所在職時（令和元年8月から5年3月まで）の利害関係者との間において、複数回ゴルフを行い、共に旅行し、また、物品の贈与を受けたほか、複数回の飲食（11回、総額95,648円）及び1回のホテル宿泊（7,200円）の供応接待を受けた。

さらに、相手方が交通費を負担する旨の申出とともに講師派遣依頼があった講習会に際し、利害関係者から本来受領すべき旅費相当額の範囲を超える交通費（計17回、総額149,796円）を受領し、うち2回について自動車による送迎を受けたもの。

2. 処分年月日

令和7年3月28日

3. 被処分者の所属等

所 属 東京事務所

役 職 課長級

4. 処分量定

処分量定 停職6月

(国家公務員倫理規程第3条第1項第1号、第4号、第6号、第7号及び第8号違反)

5. 再発防止策

法の遵守について、職員個々の意識の徹底を図るため、今後も、あらゆる機会を通じて、継続的に職員に対する倫理教育を行っていくこととしている。

また、違反行為の一部が、職務として派遣された講習会に関して行われたことから、相手方負担による出張時の事務手続きの見直しを行い、周知徹底することとする。